

第18回講義 参考資料

参考判例

- 1) 大判大 11・7・26 民集 1 卷 431 頁 (損害発生 of 立証責任)
- 2) 大判大 13・5・27 民集 3 卷 232 頁 (特別事情の予見可能性 of 立証責任)
- 3) 大連判大 15・5・22 民集 5 卷 386 頁・P II 33 (富喜丸事件・損害賠償の範囲)
- 4) 大判昭 4・4・5 民集 8 卷 373 頁 (通常生ずべき損害)
- 5) 最判昭 37・9・4 民集 16 卷 9 号 1834 頁・P II 8 (不法行為に基づく損害賠償債務と履行遅滞)
- 6) 最判昭 46・12・16 民集 25 卷 9 号 1472 頁・P II 13 (硫黄鉱石事件・買主の引取義務)
- 7) 最判昭 47・4・20 民集 26 卷 3 号 520 頁・P II 30 (自己使用と価格騰貴)
- 8) 最判昭 48・6・7 民集 27 卷 6 号 681 頁 (不法行為への 416 条 2 項の類推適用)
- 9) 最判平 21・1・19 民集 63 卷 1 号 97 頁 (過大な損害の賠償制限)

共通の到達目標モデル案 (修正案)

第 1 部 債権総則

第 2 章 債権の効力

第 2 節 履行強制

- ◆履行強制の意義と限界、履行強制の方法について、具体例を挙げて説明することができる。

第 3 節 債務不履行に基づく損害賠償

- ◆債務不履行のさまざまな類型を、それぞれの類型に結びつけられた効果とともに説明することができる。
- ◆債務不履行に基づく損害賠償の要件及び効果について、説明することができる。
- ◆債務不履行に基づく損害賠償請求と不法行為に基づく損害賠償請求の関係 (安全配慮義務の位置づけを含む。) について、説明することができる。
- ◆金銭債務の不履行を理由とする損害賠償に関する特則について、説明することができる。
- ◆損害賠償の予定及び違約金に関する民法の考え方について、説明することができる。

第 4 節 受領遅滞

- ◆受領遅滞とはどのような制度であって、その要件及び効果はどのようなものかについて、弁済の提供の制度と関連づけながら説明することができる。